(二)　第三条第二項等の規定により第二一条、第二三条、第二六条、第二七条、第三六条（防火壁等に関する技術的基準（政令で定める防火区画に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）又は第六一条の規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分（以下「独立部分」という。）が二以上あるものについて増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は適用しないこととした。（第八六条の七第二項関係）

(三)　第三条第二項等の規定により第三五条（同条の廊下並びに非常用の照明装置及び進入口に関する技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三五条の二又は第三七条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は適用しないこととした。（第八六条の七第三項関係）

三　建築士法の一部改正関係

地階を除く階数が三以下であり、高さが一三メートルを超え、一六メートル以下である建築物及び建築物の部分等を新築する場合における設計及び工事監理については、一級建築士の業務独占範囲から除き、二級建築士がすることができることとした。（第三条第一項関係）

四　独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正関係

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅のエネルギー消費性能の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこととした。（第一三条第一項第一〇号関係）

五　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇電気通信事業法の一部を改正する法律（法律第七〇号）（総務省）

1　高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備

(一)　基礎的電気通信役務に、高速度データ伝送電気通信役務（その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備を除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務をいう。以下同じ。）であって総務省令で定めるもの（以下「第二号基礎的電気通信役務」という。）を追加することとした。（第七条第二号関係）

(二)　第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該第二号基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における当該電気通信事業者が届け出た契約約款に定める料金その他の提供条件による当該第二号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならないこととした。（第二五条第二項関係）

(三)　基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）が行う業務に、(五)の規定により指定された第二種適格電気通信事業者に対し、第二号基礎的電気通信役務に係る交付金（以下「第二種交付金」という。）を一定の場合において交付する業務を追加することとした。（第一〇七条第二号関係）

(四)　総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域のうち一定の要件に該当するものを第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「一般支援区域」という。）又は第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができること等とした。（第一一〇条の二関係）

(五)　総務大臣は、支援機関及び支援区域（一般支援区域及び特別支援区域をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であって、一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、第二種適格電気通信事業者として指定することができることとするとともに、当該指定をするときは、併せて、その申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる支援区域を、当該支援区域ごとに、当該第二種適格電気通信事業者に係る支援区域として指定しなければならないこと等とした。（第一一〇条の三関係）

(六)　支援機関は、年度ごとに、第二種交付金の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならないこと等とした。（第一一〇条の四関係）

(七)　支援機関は、年度ごとに、(三)の業務（これに附帯する業務を含む。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速度データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であって、その事業の規模が一定の基準を超えるものから、負担金を徴収することができること等とした。（第一一〇条の五関係）

(八)　その他規定の整備をすることとした。

2　電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いに関する制度の整備

(一)　総務大臣は、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であって次に掲げるものをいう。以下同じ。）を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができることとした。（第二七条の五関係）

(1)　通信の秘密に該当する情報

(2)　利用者（5の(一)の(1)に掲げる者に限る。）を識別することができる情報であって総務省令で定めるもの（(1)に掲げるものを除く。）

(二)　(一)の規定により指定された電気通信事業者は、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、一定の事項に関する規程（以下「情報取扱規程」という。）を定め、総務大臣に届け出なければならないこと等とした。（第二七条の六関係）

(三)　総務大臣は、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、(一)の規定により指定された電気通信事業者に対し、当該電気通信事業者が(二)の規定により届け出た情報取扱規程を変更すべきことを命ずることができることとするとともに、当該電気通信事業者が当該情報取扱規程を遵守していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を保護するために必要な限度において、当該情報取扱規程を遵守すべきことを命ずることができることとした。（第二七条の七関係）

(四)　(一)の規定により指定された電気通信事業者は、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、一定の事項に関する方針（以下「情報取扱方針」という。）を定め、これを公表しなければならないこと等とした。（第二七条の八関係）

(五)　(一)の規定により指定された電気通信事業者は、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施しなければならないこととするとともに、当該評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならないこととした。（第二七条の九関係）

(六)　(一)の規定により指定された電気通信事業者は、(二)の規定により届け出た情報取扱規程を定め、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、一定の事項に関する業務を統括管理させるため、一定の要件を備える者のうちから、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならないこととするとともに、特定利用者情報統括管理者を選任し、又は解任したときは、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととした。（第二七条の一〇関係）

(七)　(六)の規定により選任された特定利用者情報統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならないこととするとともに、(一)の規定により指定された電気通信事業者は、利用者の利益の保護に関し、特定利用者情報統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないこととした。（第二七条の一一関係）